

居宅療養管理指導サービスコード表(令和元年10月以降)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成	算定		
種類	項目					単位数	単位		
31	1111	医師居宅療養管理指導ⅠⅠ	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(1)居宅療養管理指導費(Ⅰ) ((2)以外)	(一)単一建物居住者が1人の場合	509 単位	509	1回につき	
31	1113	医師居宅療養管理指導ⅠⅡ			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	485 単位	485		
31	1115	医師居宅療養管理指導ⅠⅢ			(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位	444		
31	1112	医師居宅療養管理指導ⅡⅠ		(2)居宅療養管理指導費(Ⅱ)(在宅時 医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	295 単位	295		
31	1114	医師居宅療養管理指導ⅡⅡ			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	285 単位	285		
31	1116	医師居宅療養管理指導ⅡⅢ			(三)(一)及び(二)以外の場合	261 単位	261		
31	2111	歯科医師居宅療養管理指導Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合			509 単位	509	
31	2112	歯科医師居宅療養管理指導Ⅱ		(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合			485 単位	485	
31	2113	歯科医師居宅療養管理指導Ⅲ		(3)(1)及び(2)以外の場合			444 単位	444	
31	1221	薬剤師居宅療養ⅠⅠ	ハ 薬剤師が行う場合	(1)医療機関 の薬剤師の 場合(月2 回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合		560	560	
31	1222	薬剤師居宅療養ⅠⅠ・特薬				特別な薬剤の場合	+ 100 単位	660	
31	1251	薬剤師居宅療養ⅠⅡ				(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		415	
31	1252	薬剤師居宅療養ⅠⅡ・特薬			特別な薬剤の場合	+ 100 単位	515		
31	1244	薬剤師居宅療養ⅠⅢ			(三)(一)及び(二)以外の場合		379		
31	1245	薬剤師居宅療養ⅠⅢ・特薬			特別な薬剤の場合	+ 100 単位	479		
31	1223	薬剤師居宅療養ⅡⅠ		(2)薬局の薬 剤師の場合	(一)単一建物居住 者が1人の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)		509	
31	1224	薬剤師居宅療養ⅡⅠ・特薬				特別な薬剤の場合	+ 100 単位	609	
31	1255	薬剤師居宅療養ⅡⅡ				がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)		509	
31	1256	薬剤師居宅療養ⅡⅡ・特薬				特別な薬剤の場合	+ 100 単位	609	
31	1225	薬剤師居宅療養ⅡⅢ				(二)単一建物居住 者が2人以上9人以下 の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)		377
31	1226	薬剤師居宅療養ⅡⅢ・特薬				特別な薬剤の場合	+ 100 単位	477	
31	1253	薬剤師居宅療養ⅡⅣ			がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)		377		
31	1254	薬剤師居宅療養ⅡⅣ・特薬			特別な薬剤の場合	+ 100 単位	477		
31	1246	薬剤師居宅療養ⅡⅤ			(三)(一)及び(二)以 外の場合	がん末期の患者・中心静 脈栄養患者以外の場合 (月4回限度)		345	
31	1247	薬剤師居宅療養ⅡⅤ・特薬			特別な薬剤の場合	+ 100 単位	445		
31	1248	薬剤師居宅療養ⅡⅥ			がん末期の患者・中心静 脈栄養患者の場合(月8回 限度)		345		
31	1249	薬剤師居宅療養ⅡⅥ・特薬			特別な薬剤の場合	+ 100 単位	445		
31	1131	管理栄養士居宅療養Ⅰ		ニ 管理栄養士が行 う場合(月2回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合			539 単位	539
31	1132	管理栄養士居宅療養Ⅱ			(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合			485 単位	485
31	1133	管理栄養士居宅療養Ⅲ			(3)(1)及び(2)以外の場合			444 単位	444
31	1241	歯科衛生士等居宅療養Ⅰ		ホ 歯科衛生士等が行 う場合(月4回限度)	(1)単一建物居住者が1人の場合			356 単位	356
31	1243	歯科衛生士等居宅療養Ⅱ			(2)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合			324 単位	324
31	1250	歯科衛生士等居宅療養Ⅲ			(3)(1)及び(2)以外の場合			296 単位	296
31	8000	特別地域居宅療養居宅管理指導加算	特別地域居宅療養管理指導加算			所定単位数の 15% 加算			
31	8100	居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算			
31	8110	居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算			

介護予防居宅療養管理指導サービスコード表(令和元年10月以降)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位			
種類	項目									
34	1111	予防医師居宅療養Ⅰ1	イ 医師が行う場合 (月2回限度)	(Ⅰ)介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (Ⅱ)以外	(一)単一建物居住者が1人の場合	509 単位	1回につき			
34	1113	予防医師居宅療養Ⅰ2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	485 単位				
34	1115	予防医師居宅療養Ⅰ3			(三)(一)及び(二)以外の場合	444 単位				
34	1112	予防医師居宅療養Ⅱ1		(Ⅱ)介護予防居宅療養管理指導費 (Ⅲ)(在宅時医学総合管理料等を算定する場合)	(一)単一建物居住者が1人の場合	295 単位				
34	1114	予防医師居宅療養Ⅱ2			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	285 単位				
34	1116	予防医師居宅療養Ⅱ3			(三)(一)及び(二)以外の場合	261 単位				
34	2111	予防歯科医師居宅療養Ⅰ	ロ 歯科医師が行う場合 (月2回限度)	(1) 単一建物居住者が1人の場合		509 単位				
34	2112	予防歯科医師居宅療養Ⅱ		(2) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		485 単位				
34	2113	予防歯科医師居宅療養Ⅲ		(3) (1)及び(2)以外の場合		444 単位				
34	1221	予防薬剤師居宅療養Ⅰ1	ハ 薬剤師が行う場合	(Ⅰ)医療機関の薬剤師の場合(月2回限度)	(一)単一建物居住者が1人の場合	560 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	660		
34	1222	予防薬剤師居宅療養Ⅰ1・特薬			(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合	415 単位		特別な薬剤の場合 + 100 単位	515	
34	1251	予防薬剤師居宅療養Ⅰ2			(三)(一)及び(二)以外の場合			379	特別な薬剤の場合 + 100 単位	479
34	1271	予防薬剤師居宅療養Ⅰ3						379 単位		479
34	1272	予防薬剤師居宅療養Ⅰ3・特薬						379 単位		479
34	1223	予防薬剤師居宅療養Ⅱ1			(Ⅱ)薬局の薬剤師の場合	(一)単一建物居住者が1人の場合	がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	509 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	609
34	1224	予防薬剤師居宅療養Ⅱ1・特薬		がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)			509 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位		609
34	1255	予防薬剤師居宅療養Ⅱ2					509 単位	609		
34	1256	予防薬剤師居宅療養Ⅱ2・特薬		(二)単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	377 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	477	
34	1225	予防薬剤師居宅療養Ⅱ3				がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)	377 単位		477	
34	1226	予防薬剤師居宅療養Ⅱ3・特薬							377 単位	477
34	1253	予防薬剤師居宅療養Ⅱ4		(三)(一)及び(二)以外の場合		がん末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合(月4回限度)	345 単位	特別な薬剤の場合 + 100 単位	445	
34	1254	予防薬剤師居宅療養Ⅱ4・特薬				がん末期の患者・中心静脈栄養患者の場合(月8回限度)	345 単位		445	
34	1273	予防薬剤師居宅療養Ⅱ5							345 単位	445
34	1274	予防薬剤師居宅療養Ⅱ5・特薬							345 単位	445
34	1275	予防薬剤師居宅療養Ⅱ6							345 単位	445
34	1276	予防薬剤師居宅療養Ⅱ6・特薬							345 単位	445
34	1131	予防管理栄養士居宅療養Ⅰ		ニ 管理栄養士が行う場合(月2回限度)	(1) 単一建物居住者が1人の場合		539 単位	539		
34	1132	予防管理栄養士居宅療養Ⅱ			(2) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		485 単位	485		
34	1133	予防管理栄養士居宅療養Ⅲ			(3) (1)及び(2)以外の場合		444 単位	444		
34	1241	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅰ		ホ 歯科衛生士等が行う場合(月4回限度)	(1) 単一建物居住者が1人の場合		356 単位	356		
34	1242	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅱ			(2) 単一建物居住者が2人以上9人以下の場合		324 単位	324		
34	1243	予防歯科衛生士等居宅療養Ⅲ			(3) (1)及び(2)以外の場合		296 単位	296		
34	8000	予防特別地域居宅療養管理指導加算		特別地域介護予防居宅療養管理指導加算			所定単位数の 15% 加算			
34	8100	予防居宅療養小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算				
34	8110	予防居宅療養中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算				